

平成 25 年度 第 1 回年金業務監視委員会 議事要旨

1 日時 平成 25 年 4 月 16 日（火）16:00～17:10

2 場所 中央合同庁舎第 2 号館 9 階 第 2 研修室

3 出席者

（委員会）郷原委員長 高山委員長代理 片桐委員 岸村委員 村岡委員 吉山委員

（総務省）片山総務大臣政務官

宮島行政評価局長 渡会年金業務監視委員会事務室長 三宅総務課長

小原評価監視官 永留評価監視官

（厚生労働省）高倉年金管理審議官 八神事業企画課長 大西事業管理課長

（日本年金機構）水島理事長 薄井副理事長 松田理事 野口経営企画部長

4 議事次第

- 厚生労働省・日本年金機構からのヒアリング
 - ・年金記録訂正に係る時効特例給付について

5 会議経過

- 年金記録訂正に係る時効特例給付について、厚生労働省及び日本年金機構から、同機構に設置された「時効特例給付の業務実態等に関する調査委員会」の調査結果等について資料に基づき説明があった。
- 上記の説明後、片山政務官から、以下の趣旨の発言があった。
 - ・水島理事長からは非常に真摯な自己反省として、組織的なガバナンスの欠如、職員の年金受給権に対する意識の欠如等が挙げられたが、これら反省の言葉は非常に重い。
 - ・日本年金機構としては、時効特例給付の業務実態等に関する調査結果を公表し、抜本的な対策を取ると思われるが、国民からすると、自分がどの事例に該当し、年金の訂正（追加支給）が受けられるのか分かりにくい。
 - ・この調査結果により年金記録の訂正を受けて追加支給がなされる方が言い出しやすくなるような改善策を全面に出してほしい。310 万件のうち、自分がどのケースに当たるのか、年金の追加支給がなされるのか、国民に分かるように対応を取っていただきたい。
- 厚生労働省及び日本年金機構からの説明に対し、以下のような意見、質疑応答があった。
 - ・説明資料 1、2(1)②の「ケースその 1」について、点検結果において変更前と変更後の取扱いが記載されているが、変更後とはいつ何を変更したのかとの質問に対して、平成 22 年 4 月末から遅延加算金法が施行されたことに伴い、時効特例給付についてどの期間に遅延加算金法を当てはまるのか検討した結果、その取扱いを変更したものであるとの回答があった。
 - ・報告書において、業務処理に不統一が認められ、年金受給者の間に不公平が認められるとされた 4 ケースの該当者は高齢であることから、分かりやすい対応が必

要ではないかとの質問に対して、今回のこれらのケースについては複雑なケースであり、なかなか理解がしにくいものと考えているが、4ケースの該当者には機構から案内を行い、それ以外の6ケースについては、今後点検を行い、必要な場合は機構側からアプローチを行ってきちんと対応していくこととしており、年金事務所の窓口においても、これらの状況についてきちんと説明ができるようにしていきたいとの回答があった。

- ・ 不統一が認められるそれぞれのケースの説明については、国民の方が分かるよう御説明いただきたい。国民の方が、「私は少なくともこれらのケースに該当していない、大丈夫である（支給漏れのケースではない）」と確認することができるような仕組みを考えてもらいたいとの意見があった。
- ・ 照会対応電話の設置を行うとしているが、きちんと説明できる者を配置することができるのかとの質問に対して、一般的な事柄であればひと通りの対応ができると思うが、個別のケースに即した相談の場合は、よく事情・内容を確認して一度こちらから電話を掛け直して、対応をしていきたいと考えているとの回答があった。
- ・ 年金業務監視委員会に対して、現役職員から①日本年金機構が法に反する不適正な運用を行っている、②年金給付に当たり、運用が不統一であるとの情報提供がなされたところである。日本年金機構では、現場で不統一な運用がなされているという職員の声に対して、あまり積極的な対応がなされなかったため、今回のような対応の遅れを招いた面があると考えている。報告書では、日本年金機構のコンプライアンス関連規程上は不適切な事項がなかったとしているが、そのこと自体が非常に大きな問題であると思っている。年金業務に関して、統一的な取扱いを行い、年金受給者にとって公平な取扱いを行うということは、年金業務の最大の社会的要請であり、そのことが果たされていなかったということは、日本年金機構のコンプライアンス、また指導監督を行う厚生労働省のコンプライアンスの問題だと考えている。今後のこの問題を踏まえた対応として、もっと幅広い観点から年金業務に関する社会的要請にどう応えていくのか、業務の在り方を見直していただきたいとの意見があった。
- ・ 今回の問題については、職員から具体的な問題提起があったが、日本年金機構内部でそれをくみ上げることができず、また、厚生労働省においても適切な対応ができなかった結果、年金業務監視委員会に情報提供があったものであり、なぜ、厚生労働省及び日本年金機構できちんと処理し、その役割を果たすことができなかったのか、今一度考え直してほしい。これは、ガバナンスの問題において、まだ不十分なところがあるということであり、厚生労働省年金局と日本年金機構の連携、問題の未然防止についても、再考していただきたいとの意見があった。
- ・ 内部からの問題提起について、対応する側でなかなか回答できない場合は、通常正当な理由があるわけだが、問題提起した者からすると対応が遅れていると感じるものであり、問題提起した者に対して時々刻々と状況をフィードバックすることができなかったのは、反省すべき点であり、きめ細かな対応をお願いしたいとの意見があった。
- ・ 今回の時効特例給付に係る問題の原因としては、日本年金機構本部においてマニュアルや基準が整備されておらず、業務を行う上でのルールが統一されていなかった

たことが指摘されている。一方、地方（年金事務所）では、様々なルールの統一が徹底されているということだが、それはどのような経緯によるものかという質問に対して、地方では、都道府県ごとのローカルルールを排除する必要があったことから、マニュアルを整備するなど行ってきたが、本部では膝元ということでそのような必要性の認識がなかったことから、必ずしもルールの統一化が図られなかったものであり、反省しなければならないとの回答があった。

- ・ 報告書において、法制度の解釈に関する疑義があった場合の対応について、制度関係部署または必要に応じ年金局に文書による照会を行うと記載されているが、その業務のフローはどうなっているのかとの質問に対して、疑義照会の具体的な手順については要領が定められており、年金事務所から本部に問い合わせをするケースが多いが、全国に9つのブロック本部があり、ブロック本部で類似事例等で判断できるものはブロック本部から回答し、判断が難しいものについては、文書による照会を徹底し、制度関係部署において、疑義に対する回答を行うこととしているとの回答があった。また、疑義照会の内容については、給付、適用などの分野ごとに、地方も含めて閲覧できるようになっており、類似事例がないか検索できるシステムにしているとの回答があった。
- ・ 今回の問題については、業務処理の不統一が認められたこと、このような問題について迅速な対応ができなかったことがあり、日本年金機構及び厚生労働省は事実を重く受け止めて、国民の年金受給権に対して深く認識して業務に当たることが必要であると思う。今回の問題は終わったわけではなく、4ケース以外の案件についてもどういった案件があるのか引き続き調査をしてもらい、それについての報告及び今回の問題に対する事後対応に係わる報告を、今後適宜してもらい、年金業務監視委員会として、引き続き監視していきたいと考えている。

○ 次回委員会の開催日程は、今後調整予定。

（注）速報につき、訂正の可能性あり。

（文責 年金業務監視委員会事務局）